

透析排水の適正管理について

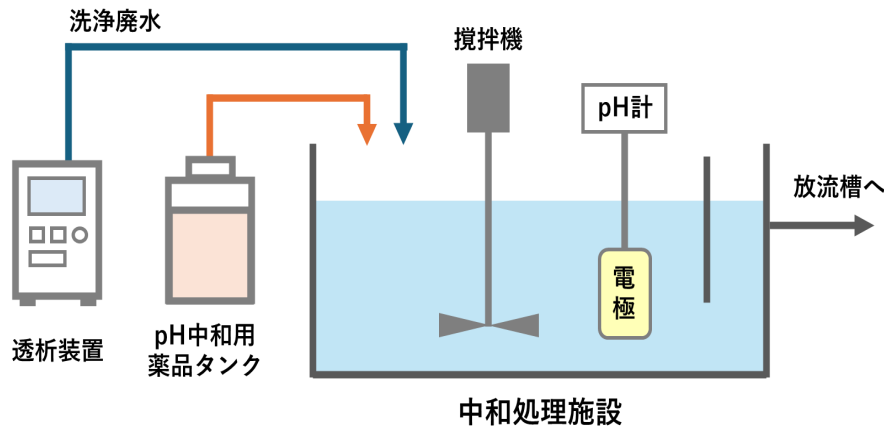
中和処理施設（除害施設）を設置した場合や中性の洗浄薬剤（下水排除基準適合薬剤）を使用している場合でも**適正に維持管理をしないと、下水排除基準を超過する恐れ**があります

■ 主な排水対策

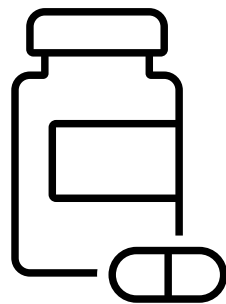
そのまま放置していると・・・



■ 中和処理施設（除害施設）



■ 中性の洗浄薬剤（下水排除基準適合薬剤）



基準適合外の
洗浄薬剤



中性の洗浄薬剤
pH：5を超え9未満



下水道施設損傷

中和処理施設（除害施設）設置の場合

■ pH計（水素イオン濃度計）

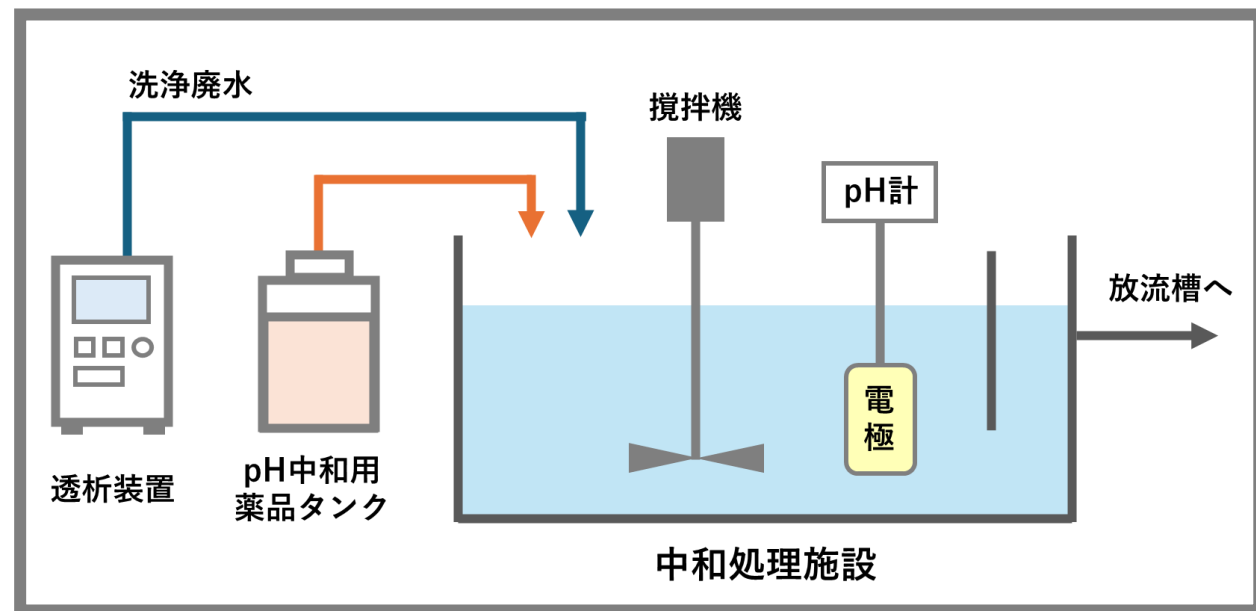
- ・電極は水道水で洗浄、柔らかい布で拭く
- ・pH標準液を用いて、校正を実施
- ・計測値不安定→電極劣化の可能性も考慮

■ pH中和用薬品

- ・薬品タンクの残量を確認
- ・中和用薬品の濃度を適切に管理

■ 中和処理施設

- ・透析装置の洗浄タイマーを変更する場合は、中和反応時間に留意
- ・運転時間の設定を確認、pH設定範囲は余裕をもたせる
- ・中和槽内部の汚れ等の目視確認、攪拌機等の動作確認
- ・定期的な処理水質の測定、記録



中和槽内部

中性の洗浄薬剤を使用する場合（下水排除基準適合薬剤）

■ 中性の洗浄薬剤（下水排除基準適合薬剤）

- ・洗浄薬剤メーカーの取扱説明書に基づき使用

※特に希釈倍率を確認、安定化剤を添加する場合は注意

- ・薬剤成分の分解、劣化を防ぐため、保存期限、使用期限を守る
- ・洗浄薬剤を使用する場合は、透析装置への影響のほか、
下水排除基準を超過しないように、洗浄排水 pHを確認
- ・洗浄薬剤を変更した場合は、所管の下水道事務所にご連絡ください

■ 下水道局HPリンク

- ・[下水道事務所 連絡先](#)
- ・[各種届出様式](#)

クリック

